

ぎゃく たい

こ

じん けん しん がい

虐待は子どもの人権侵害です

① 身体的虐待

(なぐる、けるといった暴力で
身体を傷つけるなど)

- ・いつも叩かれている
- ・外にしめ出される



② ネグレクト

(育児放棄、放置など)

- ・ごはんを食べさせてもらえない
- ・病院に連れて行ってくれない



③ 心理的虐待

(無視、暴言、おどし、えこひいき、
家にとじこめるなど)

- ・ほかの子と比べられてばかりいる
- ・怒鳴られる



④ 性的虐待

(性暴力、セクハラ、児童ポルノなど)

- ・嫌なのに体をさわられる
- ・性器や性行為をみせられる



★こんなときはひとりでガマンせず、嫌なことや
心配なことを、近くの人に相談しよう。

相談(通告)窓口	電話番号	時間帯
大分市中央子ども家庭支援センター (大分市庁舎 城崎分館2階)	537-5688	平日8:30~18:00 (土・日・祝日を除く)
大分市東部子ども家庭支援センター (鶴崎市民行政センター1階)	527-2140	平日8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
大分市西部子ども家庭支援センター (穂田市民行政センター1階)	541-1440	平日8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
大分県中央児童相談所 (大分市庁舎 城崎分館4階)	579-6650	平日8:30~17:15 (土・日・祝日を除く) ← 緊急時 24時間対応
児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちはやく)	24時間 365日